

2026年8月吉日

宮城県内 各高等学校長 殿
各中学校長 殿
各小学校長 殿

仙台弁護士会
会長 曾我陽一
(公印省略)

仙台弁護士会 出前授業・出張講座チラシの送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では、高等学校・中学校・小学校（高学年）等に、当会所属の弁護士を直接派遣して授業を実施する**出前授業・出張講座**を行っております。

今年度も、下記①②のチラシを配布させていただきます。

記

- ①当会の実施している出前授業・出張講座を一覧にして記載した統一チラシ
- ②各種の出前授業・出張講座についての個別の案内チラシ

昨年度は、それぞれの出前授業・出張講座について多数のお申し込みをいただき、実施させていただいておりました。

いずれの出前授業・出張講座も、生徒さん達にとって有意義な時間となると思いますので、各教員の方々に是非とも周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、教員の方向けの出張講座も一部実施しておりますので、この点も周知をお願いできればと存じます。

敬具

弁護士による出前授業・出張講座のご案内

仙台弁護士会では、小学校・中学校・高等学校・大学・各種団体等に弁護士を派遣して授業・講義を行う弁護士出前授業（出張講座）を実施しております。現在実施している出前授業は下記のとおりです。出前授業の申込をされたい方は、仙台弁護士会ホームページよりお申込みいただくか、申込書にご記入の上、FAX送信してください（FAX 022-261-5945）。

講 座	対 象	内 容
法教育出前授業 （無料）	小学校、中学・高校、専門学校、大学及び各教員	法制度に関する知識・理解だけでなく、法の背後にある重要な価値（自由・平等・正義・公平など）や、その衝突が生じる場面を学び、解決のための議論をとおして、法やルールが自分たちの生活にとって身近なものであることを生徒の皆さんに体感してもらいます。 生徒参加型の「模擬裁判」や、弁護士の仕事についてお話しする「職業講話」も行っています。
消費者教育出前授業・出張講座 （無料）	中学・高校、専門学校、大学、学校保護者、各種団体 ※教員向け授業も開催しています。	消費生活被害の具体事例を教材に、その問題点、被害救済の方法、被害に遭わない心構え等を法律的な視点で専門的な解釈を紹介しします。宮城県（仙台市を除く）の学校は、宮城県消費生活センターへ、仙台市内の学校は、仙台市消費生活センターへ、その他の団体については仙台弁護士会へ、それぞれお申込みください。
「働く者の権利」に関する出前授業 （無料）	高校、専門学校	働くにあたっての基本ルール（均等待遇の原則、労働時間の原則、最低賃金制度など）や、違法解雇や残業代不払いといった労働問題への対応をわかりやすく解説します。
いじめに関する出張講座 （教員向け）	①小学・中学・高校の教員	「いじめ」が発生した場合に学校がどのように対応すべきか、その際注意すべき点や「いじめ」に対する学校の法的な義務のポイントをご説明いたします。（講師費用：1回1万円程度（交通費別途））。
いじめに関する出張講座 （児童生徒向け）	②小学5、6年生、中学・高校の児童生徒	過去実際にあったいじめ事件などを紹介するとともに、いじめ構造のそれぞれの立場からいじめ問題に与える影響やいじめをなくすためにできることなどについて考える場を提供します。（講師費用：無料（交通費別途））。
「児童虐待」研修講師派遣 （有料）	小学・中学校の教職員	児童虐待の発見・予防において重要な役割を果たしている小・中学校の教職員が理解しておくべき法的な知識や学校における対応体制作りのポイントについて講義形式で伝えます。
憲法出前授業・出張講座 （小・中・高等学校：無料、専門学校・大学・各種団体等：有料）	小学・中学・高校、専門学校、大学、各種団体等	憲法を知り考える授業・講座です。これまで、憲法の基本原理（国民主権・基本的人権尊重・恒久平和主義）について具体的な事例を基にわかりやすく解説したり、憲法改正問題や基地問題、18歳選挙権を考える際の視点を提供してきました。テーマやレベル、形式などのご要望に応じます。
ハラスメント研修講師派遣 （有料）	各種団体	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントとは何か、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントについて生じる法律問題や、その対処・防止方法について具体的に解説します。

※感染症予防のためオンライン授業の希望など、詳細についてのお問い合わせは仙台弁護士会まで。

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目9-18 仙台弁護士会

TEL 022-223-1001 FAX 022-261-5945

仙台弁護士会ホームページでも詳しいご案内を掲載しております。 <http://senben.org/>

仙台弁護士会 FAX 022-261-5945

送信日(受信日) 年 月 日

仙台弁護士会 出前授業・出張講座 申込書

御申込者

学校名・団体名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
E-mail(メールによるご連絡をご希望の場合)	
担当者名	

御申込の内容

対象者の属性 (学年・クラス・所属部署など)	※《申込書記入について》をご確認下さい。		
対象人数(予定)			
実施場所 (教室・体育館・施設など)			
ご希望の日時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	上記のご希望に添えない場合は別途、ご連絡の上で調整させていただきたく存じます。 ※日程調整のため、お申し込みはなるべく 実施予定日の2か月以上前 にお願い致します。 2カ月前を過ぎた場合でも可能な限り対応いたしますので、まずはお申し込み頂ければと思います。		
出前授業の項目に関するご希望 (希望する項目の右欄に○を付けてください。)	法教育出前授業(職業講話も含む)(無料)		
	消費者教育出前授業・出張講座 (学校:無料、その他の団体:有料) ※宮城県内の学校は宮城消費生活センターへ、 仙台市内の学校は仙台市消費生活センターへ、 その他の団体は仙台弁護士会へお申し込みください(チラシ参照)。		
	『働く者の権利』に関する出前授業・出張講座 (無料)		
	いじめに関する出張講座(教師向け)(有料)		
	いじめに関する出張講座(生徒向け)(無料)		
	「児童虐待」研修講師派遣 (有料)		
	憲法出前授業・出張講座 (小・中・高等学校:無料、専門学校・大学・各種団体等:有料)		
	ハラスメント講師派遣 (有料)	☐ 営利団体 ☐ 非営利団体	
	その他(ご希望の内容を下の欄にご記載ください)		
	その他ご希望など (ご自由にご記載ください)		

申込はWEBフォームからも可能です。
 こちらからアクセスください→



《申込書記入について》

● 申込書は、一つの授業(講座)毎に記入をお願いします。

《例1》

複数の学年(クラス、部署等)と一緒に授業を受講する場合は、まとめて1枚で申込みください。

対象者の属性 (学年・クラス・所属部署など)	5年生、6年生
対象人数(予定)	40名
実施場所 (教室・体育館・施設など)	体育館
	第1希望 2023 年 ○ 月 ○ 日 (△) 10時 30分 ~ 11時 30分
ご希望の日時	第2希望 2023 年 × 月 × 日 (△) 13時 30分 ~ 14時 30分
	上記のご希望に添えない場合は別途、ご連絡の上で調整させていただきたく存じます。
	⋮

《例2》

複数の学年(クラス、部署等)への授業希望で、別々に授業を受講する場合には、
それぞれ授業ごとにお申込み下さい。

申込書①

対象者の属性 (学年・クラス・所属部署など)	5年生
対象人数(予定)	20名
実施場所 (教室・体育館・施設など)	5年生教室
ご希望の日時	第1希望 2023 年 ○ 月 ○ 日 (△) 10時 30分 ~ 11時 30分
	第2希望 2023 年 × 月 × 日 (△) 13時 30分 ~ 14時 30分
	上記のご希望に添えない場合は別途、ご連絡の上で調整させていただきたく存じます。
	⋮

申込書②

対象者の属性 (学年・クラス・所属部署など)	6年生
対象人数(予定)	20名
実施場所 (教室・体育館・施設など)	6年生教室
	第1希望 2023 年 ○ 月 ○ 日 (△) 11時 30分 ~ 12時 30分
ご希望の日時	第2希望 2023 年 × 月 × 日 (△) 14時 30分 ~ 15時 30分
	上記のご希望に添えない場合は別途、ご連絡の上で調整させていただきたく存じます。
	⋮

「法教育授業」をお考えの先生方へ...

弁護士が学校に伺って授業を行います！



legal education

教育出前授業

随時申込受付中

【お申込み・お問い合わせ先】

仙台弁護士会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18

TEL: 022 (223) 1001

FAX: 022 (261) 5945

詳しくは裏面をご覧ください。→

先生のご要望に合わせた、オーダーメイドの授業をご提案！

これまでに行った授業の一例 ...

職業講話

法律関係の仕事に興味はあるけど、弁護士って普段どんな仕事をしているの？ドラマや教科書でしか知らない弁護士の仕事を詳しく知りたい。意外と知らない弁護士の仕事内容や、資格の取得方法を教えます。

ディベート

実際の裁判例をもとに、賛成派と反対派に分かれ、議論をしてみましょう。社会の授業で習う「人権」をより深く理解することができるのはもちろん、一つの事実を多角的な視点から議論することで、事実の分析力、自らの意見を相手に伝える能力を養います。

模擬裁判

罪を犯したとして裁判にかけられている人がいます。証拠があり、証人もいるというけれど...？
刑事裁判がどのようなルールのもとに進められるのかを学び、被告人が無罪なのか有罪なのか、みんなで議論してみましょう。

ルール作り

例えば、マンションでペットの飼育が問題となっているとき、住民のみんなが気持ちよく暮らすには、どんなルールが必要でしょうか。
適切なルールについて議論し、相対立する権利の調整を図ることで、公共の福祉の理念を学びます。

上記のほか、**民事事件・刑事事件の違い**や、**裁判員裁判制度の詳細な説明**など、教科書や資料集だけでは理解が深まらない題材について授業を行うことで、社会科の授業の補足として活用することができる上、生徒の学習意欲の向上に役立ちます。
高校の「公共」科目に対応した授業や、SNS・インターネットに関するネットリテラシーの問題を扱う授業も実施しています。

お申込みから授業実施までの流れ



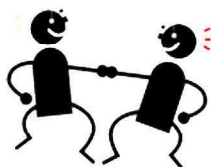
FAXで申込み

対象人数、授業時間、実施時期などをご連絡いただきます。



担当弁護士からご連絡

実施日時の決定、テーマ等のご要望の確認、事前打ち合わせを行います。



出前授業の実施

実際に弁護士が学校に伺い、生徒の前で授業を行います。感染症予防のため、オンライン出前授業にも対応可能です。

費用は原則無料！

※ただし、場所によっては、交通費等の実費をご負担いただくこともございますので、費用については事前にお問い合わせください。

【お申込み・お問い合わせ先】

仙台弁護士会

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2-9-18

TEL: 022 (223) 1001

FAX: 022 (261) 5945

こちらのQRコードから、
申し込み方法等の詳細を
ご覧いただけます。



弁護士による

消費者教育出前授業・出張講座^{無料}

●消費者教育出前授業・出張講座とは…

中学校・高等学校の生徒や、各種団体の研修、高齢者団体向けに、消費者問題に詳しい弁護士が、実際の事例を教材に、消費生活被害の問題点、被害救済の方法、被害に遭わない心構え等を、わかりやすく、丁寧に解説します。

●弁護士が講師になるメリット

弁護士は、日々、法律相談・訴訟等を通して、消費者被害の実態に接しており、被害予防と救済のノウハウを蓄積しています。消費者被害の「現場」で活躍する弁護士ならではの知識と実践に基づく「生きた講義」をお聴きいただけます。

（授業の例）

- ①契約とは何か
- ②悪徳商法とその手口
- ③クレジットをめぐるトラブル
- ④インターネットのトラブル
- ⑤多重債務について
- ⑥成年年齢の引下げについて

そのほか、ご要望があれば柔軟に応じます！



県立高校での授業の様子

○ 対 象 ○

中学校、高等学校、専門学校、大学、学校保護者、各種団体（宮城県内に限ります）

※ 教員向けの出前授業も行っています。

○ 費 用 ○

原則として無料

（生徒・学生以外の団体の場合は費用を頂きます。また、講師の交通費等の実費をご負担いただくことがあります）

○ 申込方法 ○

- ・ 宮城県内の学校は宮城県消費生活センターへお申し込みください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/kozabengoshi.html>

- ・ 仙台市内の学校は仙台市消費生活センターへお申し込みください。

<https://www.city.sendai.jp/kehatsu/kurashi/tetsuzuki/shohi/gakko.html>

- ・ その他の団体は、申込書を仙台弁護士会へFAXしてください。

● お問い合わせは仙台弁護士会へ

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18

TEL 022 (223) 1001 FAX 022 (261) 5945

いじめに関する出張講座



弁護士が直接学校や各種研修場所に行って、「いじめ」に関する授業をいたします。

日時・場所・時間：
ご希望に応じて調整します

【出張講座のメニュー】

(1) 教員（小学校・中学校・高校）向けのもの（講師費用：1回1万円程度（交通費別途））

法律専門家の視点から、「いじめ」が発生した場合に学校がどのように対応すべきか、その際に注意すべき点についてご説明いたします。

また、「いじめ」に関する実際の裁判例で評価された（あるいは評価されなかった）学校の対応をご紹介します中で、「いじめ」に対する学校の法的な義務のポイントをご説明いたします。



(2) 児童・生徒（小学校5・6年生、中学・高校全学年）向けのもの

（講師費用：無料（交通費別途））



実際にあった「いじめ」の具体例をご紹介します上で、「いじめ」が起きてしまった場合の影響や、なぜ「いじめ」をしてはいけないのかを児童・生徒の皆さんと一緒に考えながらお話しします。

そして、「いじめ」の被害者・加害者の立場だけでなく、周囲の人々の影響力にも触れ、「いじめ」を予防するにはどうしたら良いか、「いじめ」が起ってしまった場合にどうしたら良いかを法律専門家の視点も交えてお話しします。



お申し込み・お問い合わせは… 仙台弁護士会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18 TEL 022 (223) 1001 FAX 022 (261) 5945

就職後に役立つ！

「働く者の権利」に関する 出前授業・出張講座



就職はできたものの・・・

- ～労働条件が求人情報とまったく違っていた
- ～有給休暇がとれない
- ～朝早くから、夜中遅くまで毎日働かされる
- ～この会社はおかしいぞ、と思ったがどこに相談していいかわからない

非正規労働の増大、ブラック企業・ブラックバイトの横行など、働く若者の労働環境が悪化する中、自分の身を守っていくために、最低限の労働条件（権利）を定める労働基準法等の労働法の知識が内定・就職後の若者にとって必要不可欠となっています。

仙台弁護士会では、これから就職する若者のための『働く者の権利』に関する出前授業・出張講座を行っております。内容は、当会の弁護士が貴校に出向いて、労働契約の基本的原則（均等待遇の原則、労働時間の原則、最低賃金制度など）、違法解雇や残業代不払いといった労働問題についての講義や授業等を行うことを予定しております。総合的学習の時間での活用など、ぜひご検討ください。

対 象：宮城県内の高等学校、専門学校等

時 間：１～２時間程度

講師料：無料

お申込み・お問い合わせ：仙台弁護士会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町２丁目９－１８

TEL 022-223-1001 FAX 022-261-5945

仙台弁護士会ホームページでも詳しいご案内を掲載しております。 <http://senben.org/>

※仙台弁護士会では、「働く者の権利」に関する出前授業・出張講座など、労働法教育の取り組みを、書籍「出張授業！働く前の労働法教室」（仙台弁護士会編・民事法研究会刊・税別１５００円）にまとめておりますので、こちらもぜひご参照ください。

憲法出張授業・講座とは

立憲主義、平和主義及び基本的人権の尊重といった憲法の核心部分を踏まえ、様々な考え方を示しながら、市民の皆さんとともに考え、憲法の理念についての理解をいっそう深めることをねらいとしています。

本を読むだけではなかなか理解が難しい問題についても、ご要望に応じたテーマやレベル、形式で、仙台弁護士会憲法委員会所属の弁護士による「生きた講義」をお聴き頂けます。

総合的学習の時間での活用など、ぜひご検討ください。

< 講義例 >

①憲法の基本原理

国民主権・基本的人権尊重・恒久平和主義について
具体的な事例を基にわかりやすく解説

②18歳選挙権を考える際の視点の提供

その他ご要望があれば柔軟に応じます。
日時・場所・時間、ご希望に応じて調整します。

- 対 象 宮城県内の小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等
- 対象人数 特に制限はありません。
- 時 間 原則1回1時間から1時間半程度を予定しておりますが、カリキュラムに合わせて柔軟に対応いたします。例えば、一つのテーマに絞って15分程でもお話をしてもらいたいという要望にもお応えいたします。
- 費 用 無料。
専門学校、大学等については、1回1万円程度（交通費別途）

お申込み・お問い合わせは 仙台弁護士会

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2-9-18

TEL 022-223-1001 FAX 022-261-5945

<https://senben.org/>



仙台弁護士会所属の
弁護士による憲法出張授業・出張講座

